

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公表番号】特表2006-500157(P2006-500157A)

【公表日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2006-001

【出願番号】特願2004-539802(P2004-539802)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月12日(2006.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内側表面と、

外側表面と、

前記外側表面から外向きに延びるように該外側表面上に配置され、把持に適しているタブと、からなり、

前記タブは、前記外側表面と一体になっていることを特徴とする顔面用マスク。

【請求項2】

前記タブは、前記外側表面から少なくとも5ミリメートル、好ましくは8ミリメートルで、さらには少なくとも10ミリメートル、最も好ましくは少なくとも25ミリメートル外方向に延びていることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項3】

前記タブは、実質的に剛性であることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項4】

前記タブは、実質的に変形可能であることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項5】

前記タブは、実質的に流体不透過性であることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項6】

前記タブは、片手で把持できる大きさにされていることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項7】

周辺部を持つ前記内側表面は、少なくともその一部分に接着剤材料が配置されていることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項8】

前記タブは、実質的に前記外側表面上の中央領域に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項9】

前記マスクはカップ形状であることを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項10】

前記タブは、少なくとも約10mm²の突出領域を持つことを特徴とする請求項1に記

載のマスク。

【請求項 1 1】

前記マスクは、複合複数層から形成されていることを特徴とする請求項 1 から 1 0 のいずれかに記載のマスク。

【請求項 1 2】

前記層は、並置または面と面が向かい合う関係で配置されており、全ての前記層または一部の前記層が隣接する層に結合されるものであることを特徴とする請求項 1 1 に記載のマスク。

【請求項 1 3】

前記マスクは、濾過に適した不織材料の層を含むものであることを特徴とする請求項 1 から 1 2 のいずれかに記載のマスク。

【請求項 1 4】

前記濾過材料は、メルトブロー不織ウェブから形成されることを特徴とする請求項 1 3 に記載のマスク。

【請求項 1 5】

前記濾過材料はエレクトレット処理を受けるものであることを特徴とする請求項 1 3 または 1 4 に記載のマスク。

【請求項 1 6】

前記マスクは、濾過のために拡大したポリテトラフルオロエチレン膜の層を含むものであることを特徴とする請求項 1 から 1 0 のいずれかに記載のマスク。

【請求項 1 7】

請求項 1 から 1 6 のいずれかの顔用に形成された複数のマスクからなる顔面用マスクの積み重ね体であって、前記各マスクの内側が周辺部を有しており、

前記マスクは相互に入れ込まれた関係で配置され、マスクの前記内側面が隣接するマスクの外側面に並置され、前記マスクの前記周辺部が、並置されるマスクの前記外側面と接触しないように、前記タブが並置するマスク間の距離を維持することを特徴とする積み重ね体。

【請求項 1 8】

前記並置されたマスクの間の距離は、少なくとも 3 ミリメートル、好ましくは少なくとも 5 ミリメートルであり、さらに好ましくは 8 ミリメートルであり、最も好ましくは少なくとも 1 0 ミリメートルであることを特徴とする請求項 1 7 に記載の積み重ね体。

【請求項 1 9】

各マスクの前記タブは、前記外側表面の実質的に中央領域に配置されることを特徴とする請求項 1 7 に記載の積み重ね体。